



無差別平等の医療と福祉の実現をめざします

大阪民主医療機関連合会 事務局次長
平出 幸夫

安倍内閣が発足して1年が経過しました。この間安倍首相は、国民皆保険を解体へと追い込むTPP協議へ参加し、さらに医療・福祉などを根こそぎ改悪する社会保障改悪の時期や方向を定めた「社会保障プログラム法」を成立させました。

70歳から74歳の医療費窓口負担の2倍化、「要支援」を介護保険から締め出し、特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に制限等、大規模な利用抑制などを狙上に上げてきています。大阪民医連は「生活保護実態調査」(2013年2月～3月)に取り組み、調査にご協力いただいた方々は疾病による失業で貧困に陥り、生活保護受給に至ったケースがほとんどでした。また、高齢の単身世帯で、社会的に孤立している人が多く、水光熱費の節約のため、入浴や食事回数を減らし、人との付き合いも控えている実態がくっきりと浮かび上がりました。こうした生活は憲法25条の保障する「健康で文化的」な最低限度の水準を満たしているとは言い難く、日本の最低生活保障の水準を問い直すべき状態といえます。いま、政治に求められるのは、国の責任として憲法25条にもとづいた生存権を保障することです。

国民の生活と景気をいっそう冷え込ませる庶民増税を止めさせ、社会保障の理念を根本から否定して国や大企業の責任を放棄する制度改悪は断固阻止しなければなりません。大阪民医連は無差別平等の医療と福祉の実現をめざし、さらに奮闘する事を決意するものです。



いのちをつなぐ生活保護制度をまもろう

全大阪生活と健康を守る会連合会(大生連) 会長
大口 耕吉郎



生活保護法の改悪法案が成立し本年7月から施行されます。その内容は、第1は申請手続きを厳しくします。生活保護の申請は口頭でも可能でしたが、書類の提出が義務付けられます。申請書の他に資産や収入、就労や就職活動、扶養親族の状況が分かる書類をすべて提出しなければなりません。厚生労働省は、改悪法案の成立後も「書面等の提出は申請から保護決定までの間に行う」「口頭申請についても、原則受付ける」としていますが、お金もなく生活保護の申請に来た人を追い返す事態にならないよう監視が必要です。

第2は扶養義務の強化です。親、兄弟姉妹などの扶養義務者は福祉事務所の問い合わせに対して、答えなくてはならない義務が課せられます。さらに親、兄弟姉妹などの扶養親族の預貯等の調査や勤務先への問い合わせもできることとなります。こうした強化によって生活保護申請抑制や親族関係の悪化を招くことは必至で、財産調査などはプライバシーの侵害です。法律成立にあたり、「親、兄弟などの支援が保護認定の前提や要件としないことを明確にする」、「生活保護を必要としている人が申請を躊躇したり、その家族関係の悪化をきたすことのないよう、十分配慮すること」を明記しました。

生活保護を受けるのは国民に与えられた権利であり、最後のセーフティネットです。生活保護を受けさせない制度改悪に断固反対していきます。

